

## 日本生活科・総合的学習教育学会研究奨励賞規定

- 1 日本生活科・総合的学習教育学会では、会則の第3条ならびに第4条の5の趣旨に則り、研究奨励賞を設ける。
- 2 研究奨励賞は、本学会の当該年度学会誌及び「生活科・総合の実践ブックレット」において、生活科及び総合的な学習/探究の時間の発展に寄与する優秀な研究を発表した学会員に授与し、その研究を奨励することを目的とする。
- 3 研究奨励賞に、理論研究部門及び実践研究部門を置く。
- 4 選考の対象について、理論研究部門は当該年度の学会誌掲載論文、実践研究部門は当該年度の「生活科・総合の実践ブックレット」掲載論文とする。
- 5 研究奨励賞の選考は、会長が委嘱する委員から成る研究奨励賞選考委員会において行い、原則として理論及び実践の両研究部門から毎年それぞれ1件、計2件を選考するものとする。
- 6 研究奨励賞選考委員の委嘱ならびに研究奨励賞の選考基準、選考方法等については別に定める。
- 7 研究奨励賞の選考結果については、会長から受賞該当者に直接通知し、賞状及び副賞（資料代）を授与するとともに、選考後に発行される会報、ならびに当該年度学会誌において、その氏名を公表する。

本規定は平成14年6月22日から施行する。

平成20年6月28日一部改正

令和4年10月29日一部改正

令和7年6月28日一部改正